

垂直型太陽光発電設備導入実証事業業務委託

指名型プロポーザル実施要領

令和7年5月

新潟県燕市

目的

新潟県燕市では土地利用の最適化と再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、発電効率の検証を行い、エネルギー供給の安定化と他の市事業と組合せ、積極的に脱炭素に取り組む産地としてのブランディング化を目指している。

本事業は、指名型プロポーザル方式により豊富な経験と高い専門知識を有する民間事業者から設計、施工及び監理並びに調査検証について提案を募集するものである。

1. 業務内容

「垂直型太陽光発電設備導入実証事業に係る業務委託仕様書」（以下、「仕様書」とする。）のとおり

2. 業者選定方法

指名型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

3. 契約上限額

141,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

4. 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

実施設計 令和 7 年 7 月 31 日（木）まで

施行工事 令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

検証、PR、成果報告会 令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

5. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

また、参加できるものは法人格を有するものとする。

- (1) 過去に類似した垂直型太陽光発電設備の導入及び調査検証の実績があること。
- (2) 太陽光設備設置に関する技術の保有とそれに関する資格等を有すること。
- (3) 納付すべき国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (8) 2025 年・2026 年度燕市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている又は契約締結までに入札参加資格者名簿に登録されるものであること。

6. スケジュール

内 容	日 程
通知	令和 7 年 5 月 9 日（金）
参加承諾・辞退届受付期間	指名日～令和 7 年 5 月 22 日（木）
質問書受付期限	令和 7 年 5 月 15 日（木）
質問書に対する回答期限	令和 7 年 5 月 20 日（火）
企画提案書受付期間	令和 7 年 5 月 23 日（金）～ 令和 7 年 5 月 30 日（金）
書類審査	令和 7 年 6 月上旬
審査結果の通知発送	令和 7 年 6 月上旬
契約の締結予定日	令和 7 年 6 月上旬

7. 手続き

(1) 指名の通知・公表

燕市垂直型太陽光発電設備導入実証事業業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において選定（指名）された事業者には郵送等で通知する。なお、このプロポーザルに関する情報は、原則として燕市のホームページ
(<https://www.city.tsubame.niigata.jp/index.html>) で公表する。ただし、指名業者については、契約相手先の候補者を特定後に公表する。

(2) 参加承諾・辞退届の受付

通知を受けた事業者は、「参加承諾・辞退届（様式 1）」に必要事項を記入・押印の上、期日までに「15. 書類提出及び問合せ先」の提出先に提出すること。

(3) 質問書の受付及び回答

質疑がある場合は、「質問書（様式 2）」に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにて「15. 書類提出及び問合せ先」まで提出すること。

- ※ 1 電話での質問は認めない。
- ※ 2 回答は市のホームページに掲載する。
- ※ 3 質問に対する回答は、実施要領及び仕様書を補足するものとして取り扱う。
- ※ 4 提出が無い場合はその旨を記載し、提出すること。

8. 企画提案書の作成要領

仕様書を参照の上、以下のとおり、企画提案書を作成し提出すること。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 会社概要書（様式3）	会社名、代表者名、所在地、ホームページアドレス、設立年月日、事業内容、会社沿革、従業員数（うち業務に携わることが可能な職員の総数）を記載すること。
(2) 参加資格確認事項申告書（様式4）	参加資格について、該当及び非該当を申告すること。
(3) 業務の企画提案（任意様式）	1. 提案内容に関する留意事項 ① 燕市の地勢及び地域課題を十分に理解した上で、提案すること。 ② 本業務の趣旨を十分に理解した上で、計画全体の方針を定めること。 ③ 企業との連携を踏まえるなど、事業化に直結することを見据え、具体的な事業計画案とすること。 ④ 本業務を実施する上で必要となる各種調査等にかかる日数を考慮し、実現可能なスケジュールを示すこと。 2. 記載上の留意事項 ① 提案する企画案は、1案のみとすること。 ② 書式は任意様式、A4判カラー両面印刷に対応する電子データとし、ページ番号を挿入すること。 ③ 概念図、イラスト等を用いることは可とする。 ④ フォントは10.5ポイント以上、書体は任意とする。
(4) 見積書（任意様式）	・宛先は「新潟県燕市長 鈴木 力」とすること。 ・仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。 ・仕様書「第4節 契約の範囲」を参考とし、本業務の実施に必要な経費を記載すること。「値引き」類の項目は追加せず、内訳が分かるよう「一式」ではなく数量と単価に分け、記載すること。
(5) 実施体制（任意様式）	業務の一部を再委託、委任又は学識経験者等の技術協力を受けて実施する場合は、分担業務の内容及び再委託等並びにその理由（企業の技術的特徴等）を明確に記載すること。
(6) 実績（任意様式）	国、地方公共団体又はその他の公的団体等からの類似業務の受託実績を記載すること。

(7) 提出方法・提出先	「15. 書類提出及び問合せ先」まで電子メールでPDF形式にて提出すること。 ※到着確認のため、送信後に担当者へ電話連絡すること。
(8) 提出期限	令和7年5月30日（金）午後5時まで

9. 審査基準及び選定方法

審査委員会による評価の配点は、次による。

	評価項目	評価基準	配点
1	実績	施工実績	15
2	適格性	業務体制	10
3	気象条件対応	降雪、積雪、強風対策 耐雷対策 降雨、排水対策	15
4	経済性	想定発電量（年間） 想定維持管理費 維持管理の内容	10
5	維持管理性	メンテナンススペースの確保等 架台等の耐久性 太陽光モジュールの構造等	15
6	品質保証	品質保証期間 出力保証値（公称最大出力）	10
7	アフターフォロー体制	交換部品 体制	10
8	地元貢献	地元業者の活用等	5
9	創意工夫	仕様書以上の提案	5
10	提案金額	提案金額	5

【選定方法】

- (1) 提出された提案は、提案事業者毎に審査するものとし、匿名で評価する。
- (2) 採点は上記の審査基準に基づき、「審査票」により行う。
- (3) 各委員の評点を集計し、合計点数が最も高い者を契約相手先の候補者として選定する。
- (4) 総合得点が6割（総合計100点中60点）に満たない提案は採用しない。
- (5) 評価の合計点の最上位者が2者以上あるときは、該当者のうち次のア、イ順で評価点の合計が最も高い1者を契約相手先の候補者とする。
 - ア. 1、3、5の合計
 - イ. 4、6、7の合計

10. 審査結果の通知・公表

審査委員会における審査の結果は、契約相手先の候補者を特定した後に、各提案事業者に通知するとともに、市のホームページで公表する。なお、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

11. 契約及び支払方法

- (1) 本業務の契約相手先の候補者に特定された提案事業者は、燕市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

ただし、次のア、イに該当する場合は、契約の締結を行わないこととし、次点の提案事業者と契約締結の交渉を行う。

ア. 契約条件等で合意に至らなかった場合

イ. 本プロポーザル終了後、失格事項が判明した場合

- (2) 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、双方協議の上、変更できるものとする。
- (3) 各契約業務の総額は「3. 契約上限額」で示す金額の範囲内であって、提案書類として提出された見積書の金額を越えないものとし、契約方法等については、燕市財務規則の定めによるものとする。

12. プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に係る全ての経費は本市に請求できない。

13. 辞退

参加承諾後に辞退する場合には、「辞退届（様式5）」を提出すること。

14. その他

- (1) 企画提案等の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (4) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。
- (5) 燕市が提供する資料等は、本プロポーザルへの参加に係る目的以外に使用できずまた、本プロポーザル参加者は参加にあたって知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (6) 提出された提案書等については、本プロポーザルの目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出された書類等は返還しない。
- (8) 審査結果に対しての異議申し立ては、一切受け付けない。

15. 書類提出及び問合せ先

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

新潟県燕市 市民生活部 生活環境課 環境政策係

TEL : 0256-77-8167 FAX : 0256-77-8208

E-mail : kankyo@city.tsubame.lg.jp